

国内外の最近の動向について(報告)

2022年6月 環境省 地球環境局











目次(作業用)



- 1. 国際的な動向
- 2. 2020年度温室効果ガス排出量(確報値)
- 3. 地球温暖化対策計画フォローアップ
- 4. グリーンライフ・ポイント
- 5. 地球温暖化対策推進法の改正
- 6. 再工 化進区域
- 7. 脱炭素先行地域の選定
- 8. フロン類対策

気候変動関連の主要スケジュール(予定)

2022年6月時点



1月27日	主要経済国フォーラム(MEF)(閣僚級)
2月28日~3月2日	国連環境総会(UNEA5.2)(ケニア+WEB)
3月30日~31日	OECD環境大臣会合(フランス)
5月25日~27日	G7気候・エネルギー・環境大臣会合(ドイツ)
6月2~3日	ストックホルム + 50 (スウェーデン)
6月17日	主要経済国フォーラム(MEF)
6月26日~28日	G7サミット(ドイツ)
7月20日~21日	国連パリ協定・SDGsシナジー会合 (東京 + WEB)
8月31日	G20環境・気候大臣会合(インドネシア)
日時未定	プレCOP
11月6日~18日	COP27 (エジプト)
11月15日~16日	G 20サミット(インドネシア)
日時未定	IPCC総会 (AR6 統合報告書承認(スイス))

2022年5月26日~27日



●**日程**:2022年5月26日・27日

●場所:ドイツ・ベルリン

●参加国: G7国(議長国:ドイツ)※招待国のインドネシアも参加(G20議長国)

●日本出席者:大岡環境副大臣、細田経済産業副大臣

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合

● 概要:

- ▶ ロシアによるウクライナ侵攻を非難し、ウクライナとの連帯を表明。
- ▶ 気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に統合的に対応する必要性を確認。
- ▶ パリ協定の実施強化へのコミットを再確認。気温上昇を 1.5 度に抑えるため、この10年間に緊急かつ野心的で包括的な行動を取ることにコミット。
- ▶ 資源効率性・循環経済に関する「ベルリン・ロードマップ」、海洋の取組に関する「オーシャン・ディール」を採択。

コミュニケの内容

- 冒頭・共同部分:ウクライナ情勢、資金、土地利用・森林、水管理、重要鉱物、包摂性等
- ▶ 環境:生物多様性、海洋、資源効率性・循環経済、化学物質・廃棄物管理、サプライチェーン
- ▶ 気候・エネルギー:パリ協定実施、適応、資金、気候クラブ、炭素価格、炭素強度、第6条、水素・アンモニア、電力脱炭素化、原子力、化石燃料補助金、国際化石燃料資金、産業脱炭素化、都市等

● 日本からの貢献

- ▶ 「ベルリン・ロードマップ」の策定に積極的に貢献。
- ▶ 脱炭素における都市・地域の役割や、パリ協定6条(市場メカニズム)の実施の重要性について打ち込み。
- ▶ 排出集約度の低減が様々な主体による多様な削減努力の結果であるという概念の打ち込み。
- ▶ ウクライナ情勢を踏まえたエネルギー安全保障、ゼロエミッション火力、アンモニア、カーボンリサイクリング、小型モジュール炉等の技術の重要性を打ち込み。



F

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケの要点①

1. 冒頭·共同

<ロシアによるウクライナ侵攻の非難>

ロシアによるウクライナ侵攻を非難し、ウクライナとの連帯を表明。ウクライナのグリーン復興に向けて協力する用意。

<気候・エネルギー・環境の課題の統合的な対応>

- 気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的な危機に関する深い懸念を表明。
- 気候、生物多様性、エネルギー移行及び環境保全のシナジーを強化。

2. 環境

く生物多様性>

• <u>強力で野心的かつ効果的なポスト2020生物多様性枠組</u>を提唱し、その実施に向けて直ちに行動を起こす。 2030年までに、自国の陸・海の少なくとも30%を効果的に保全・保護。

く海洋>

- ▶ <u>「G7オーシャン・ディール」を採択</u>。 (海洋関係の各種国際交渉等による海洋政策の強化)
- 2030年までに世界の海洋の少なくとも30%を保全・保護するために、国内・国際的に取組を強化。
- 国家管轄権外区域における海洋生物多様性保全(BBNJ)交渉、南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)における南極海の海洋保護区の設定、プラスチック汚染対策に関する国際枠組み交渉、国際海 底機構(ISA)における国際海底鉱物資源開発規則の作成に言及。

<資源効率性·循環経済>

• G7の新たな作業計画<u>「ベルリン・ロードマップ」を策定</u>(「循環経済・資源効率性の原則」策定、重要鉱物の資源 循環、廃棄物分野の脱炭素化等について3カ年計画で作業)

<化学物質・廃棄物>

• 2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する枠組の採択を含む、ICCM5(第5回国際化学物質管理会議)における野心的な成果を呼びかけ。

くサプライチェーン>

• OECD「多国籍企業行動指針」、とりわけその環境章に関する見直し作業を支持。

国際的な動向

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケの要点②



3. 気候変動・エネルギー

<パリ協定の実施加速化、1.5℃に抑えるための行動>

- 1.5 ℃に抑えることを射程に入れ続けるために、この10年、緊急で野心的かつ包摂的な行動をとることにコミット。
- 2030年NDC目標がまだ1.5℃の道筋に整合していない全ての国、特に主要排出国に対し、COP27より十分前にこれらの 2030年目標の野心を高めるよう要請。

く気候クラブ>

気候クラブの設立を探求するとのG7首脳決定(2022年2月)を想起する。また、我々の議論を強化し、G20パートナーや他の途上国・新興国を含む国々との協議を拡大することを期待する。また、気候クラブのあり方を予断することなく、これまで議論されてきた内容について記載。

<公正なエネルギー移行パートナーシップ>

気候野心を大幅に引き上げ、ネット・ゼロへの道筋に向けた移行を加速しようとする途上国・新興国との野心的な「公正なエネルギー移行パートナーシップ」を推進する。

<炭素市場、排出集約度、パリ協定6条の実施>

- 炭素市場・カーボンプライシングの決定的な潜在力を認識。炭素市場・カーボンプライシングの野心的な活用を世界中での拡大 することにG7を超えたパートナーと取り組む。
- 排出集約度の低減は、様々な主体による多様な削減努力の結果であることを考慮しつつ、排出集約度が、短期的に、低炭素排出集約度製品の開発・普及のための政策調整に貢献し得ることを認識する。また、排出集約度が、カーボンリーケージのリスクに対応する手段を実施するための重要な要素となることを認識。
- <u>パリ協定6条の実施が民間部門の関与を高め、資金動員を促進し、1.5℃目標達成に向けた更なる削減を可能とすることを</u> 認識。途上国に対する能力構築支援を強化することが重要であることを強調。

<ネットゼロ排出都市>

・<u>都市、地域、地方自治体は、気候変動等と戦うための重要なグローバルシステム</u>。適応能力を高めることによって脆弱性を軽 減する必要性。脱炭素化され強靭な都市計画やインフラへの投資を加速することが緊急に必要。脱炭素化に向け国際的 な都市間連携を促進。

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケの要点③



<エネルギー>

- ロシアの違法な侵略戦争はエネルギー供給の安全保障に重大なリスク。エネルギー移行を推進するための重要な気候 政策メカニズムを損なうことなく、エネルギー価格上昇を止めるために、効果的な措置を検討することが必要。
- 水素及びアンモニアに関して天然ガスインフラの脱炭素化及びゼロエミッション火力発電への活用の役割を認識。
- ▶ 原子力の使用を選択した国々は、その役割を再確認し、<u>SMRを含む革新的な原子力技術の貢献を評価。</u>
- 2035年までに電力部門の大宗を脱炭素化するという目標にコミット。2030年NDC、電力部門の移行に関するコミットメント及びネット・ゼロのコミットメントと整合的な形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電を最終的にはフェーズアウトさせるという目標に向けて、具体的かつ適時の取組を重点的に行う。
- 国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識した上で、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5℃目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策の講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了。
- CCUSやカーボンリサイクルがエネルギー・産業部門の排出削減に向けて果たす役割を認識。

く産業>

- 排出量の削減が困難なセクターにおいて、産業の脱炭素化のペースの加速を支援し、<u>気候中立に向けた産業の</u>変革に関する協力を強化することにコミット。
- ニア・ゼロ産業生産プロセスに関する各セクターと地域に固有の状況を考慮しつつ、ニア・ゼロ・エミッションの鉄鋼及 びセメント生産の野心的な一般的定義に関する共通理解に至るための確かな出発点として認識。
- この10年間に、小型車の排出ゼロ車両の販売、割合、及び導入を相当に増加させること、2030年までに高度に 脱炭素化された道路部門にコミットする。これらの目標のためにG7メンバーが採る多様な道筋を認識する。

(参考1) ベルリン・ロードマップ



- G7気候・エネルギー・環境大臣会合(2022年5月26-27日)のコミュニケ附属書として採択。
- 富山物質循環フレームワーク(2016年)を受け、資源効率性・循環経済に関するG7の最初の作業計画(ボローニャ・ロードマップ)に続く3か年計画(2022年~2025年)。
- NDC・生物多様性目標の達成のために循環経済への移行が不可欠との共通理解のもと、G7及びその他のステークホルダーと共同して資源効率性・循環経済を推進。
- 資源効率性と循環経済は、特に重要鉱物に関するサプライチェーンの強靭性・持続可能性を高める上で重要な役割を果たすこと等を強調。

新規の主な活動

- ■「循環経済及び資源効率性の原則 ※1」の策定 ※2
- ■脱炭素やITに不可欠な重要鉱物の資源循環 ※2
- NDC達成等に資する資源効率性・循環経済の活用
- ■廃棄物分野の脱炭素化 ※2
- ■製品の機能見直しを含めた軽量化
- 資源循環における効果的な化学物質管理
- ※ 1 グローバルな企業や投資家に対して、マテリアリティに応じて経営戦略やビジョンに、循環経済への移行や資源効率性の向上を位置付けていくことを求めることで、企業・金融界の自主的な取組を推進するもの。
- ※2 日本がリード国又は共同リード国となっている活動

影響が大きい部門

- ■建設と建築
- ■食品□ス・廃棄物
- ■情報通信技術と電子機器
- ■運輸
- ■プラスチック
- 繊維とファッション
- ■廃棄物管理、リサイクル技術、 廃棄物の越境移動



(参考2) オーシャン・ディール



- G7気候・エネルギー・環境大臣会合(2022年5月26-27日)のコミュニケ附属書として採択。
- 海洋関係の各種国際交渉等状況を確認するとともに、これに伴う海洋政策の強化に言及。

国際的な海洋ガバナンスの促進

- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ)交渉の2022年中の終結
- 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR)における南極海の海洋保護区 (MPAs)の指定に係る合意
- 国連環境総会(UNEA5.2)における海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する決議を踏まえた、国際枠組み交渉への決意
- 国際海底機構(ISA)における深海底鉱物の開発規則策定に関する合意促進
- 国際海事機関 (IMO) における国際海運の 2050年脱炭素に向けた目標採択
- G7の文脈で海洋の課題を引き続き強調する。

G7内外における 具体的な海洋の行動の実施

- 海域における30by30の達成に向けた、海洋 保護区やOECMの導入
- NbSの推進、沿岸及び海洋生態系の保全、 保護と回復
- 課題のあるプラスチックの段階的廃止等を含む、プラスチックのライフサイクルに沿った野心的な行動
- 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の廃絶
- SDG目標14(海の豊かさを守る)のための 資金ギャップの解消
- 「国連海洋科学の10年」と「国連生態系回 復の10年」の支持



環境省

(参考3) 産業脱炭素化アジェンダに関する結論

- G7気候・エネルギー・環境大臣会合(2022年5月26-27日)のコミュニケ附属書として採択。
- 2021年に英国G7議長国と米国のイニシアティブで産業の脱炭素化を進展させることを目的に、産業脱炭素化アジェンダ (IDA)の議論が開始。今年度独G7議長国が議論を継続し、議論の成果をとりまとめたもの。

重工業部門のネット・ゼロの達成

- 2020年半ばまでに、政策に裏打ちされた、産業界の野心的で長期的な持続可能なトランジション計画を策定する。
- ニア・ゼロ・ゼロエミッション素材の実証プロジェクトのポートフォリオに資金を今後1~2年の間で提供する。
- ニア・ゼロ・エミッション素材の産業技術や関連 インフラの展開を支援するための資金メカニズム を今後3年間で開発する。
- 理想的には今後3~4年以内に、技術革新の タイムラインを考慮に入れて、ニア・ゼロ・エミッション素材の需要を創出する政策を策定する。
- 産業のトランジションを支援するための国際協力を強化する方法についての対話を継続する。

ニア・ゼロ・エミッション素材の 標準・定義

- 排出に関する測定方法の重複する標準及び プロトコルの開発を回避する。
- IEAの報告書で提案されたニア・ゼロ・エミッション素材の定義を強固な出発点として認識し、必要に応じて開発、改良、拡張するプロセスを特定する。
- IEA報告書で提案された「低排出量生産」の 連続的な評価尺度を認識する。
- 定義に関する作業を既存のサプライチェーンに とどまらず、新たなサプライチェーンにも拡大す る。



国連環境総会(UNEA)について



- 国連環境計画(UNEP)の意思決定機関。
 - ・193カ国すべての国連加盟国が加盟。ケニアのナイロビで2年に1度開催。
 - ・閣僚宣言や決議を通じ、環境に関する政府間行動を促進。

● 第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)

- ・2022年2月28日~2022年3月2日に開催
- ・我が国からは、環境省・正田地球環境審議官らが参加
- ・海洋環境におけるプラスチック汚染を含むプラスチック汚染が大きなテーマとして取り上げられ、プラスチック汚染対策に関する決議を含む計14本の決議及び会合テーマに沿った閣僚宣言を採択

プラスチック汚染に関する決議の概要 ①



決議名:プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際約束に向けて

- ○<u>海洋環境におけるプラスチック汚染を含むプラスチック汚染</u>が世界的に深刻な問題となっ ていることを懸念。
- ○各国の状況を考慮した上で包括的なライフサイクルアプローチで対処する必要があること に留意。
- ○社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識し、地方、地域及び国際レベルで効果的かつ進歩的な行動を促進することが緊急に必要であることを強調。
- ○地方、地域及び国際的な約束等(※大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの例示含む)による政府及び国際機関による努力を歓迎し、連携のとれた長期的かつ世界的なビジョンの必要性を認識。
- ○プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束を作るための政府間交渉委員会 の設立を決定。
- ○<u>政府間交渉委員会は2022年後半から開始し、2024年までに作業を完了することを</u> <u>目指す。</u>

プラスチック汚染に関する決議の概要 ②



○国際約束の内容は以下を含む。

国際約束の目的の特定

プラスチックの持続可能な生産と消費の促進(製品設計、環境上適正な廃棄物管理等を含む)

海洋環境におけるプラスチック汚染を減らすための国内外の協調的取組の促進

国別行動計画の策定、実施、更新

国際約束の実施状況及び実効性に関する評価

○政府間交渉委員会で検討すべき事項は以下のとおり

国際約束の義務的事項、対策、自主的アプローチ

国際約束の実施を促進するための資金メカニズムの必要性(多国間基金を創設する可能性も含む)

最大限入手可能な科学的知見及び優良事例

- ○各国に対し、既存の自主的な行動の継続・強化を呼びかける。
- ○第1回政府間交渉委員会会合に際し、<u>あらゆるステークホルダーに対し開かれた情報・</u> 活動の交換を行うためのフォーラムを開催する。 12 12

「ストックホルム+50」の結果について



「ストックホルム+50」は、1972年にスウェーデン・ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の50周年を記念したイベント

■日時:2022年6月2日(木)~3日(金)

■場所:スウェーデン・ストックホルム

■参加者等:国連加盟国等

■ 当省からの対応:正田地球環境審議官が出席

■テーマ:全ての繁栄にとって健全な地球-我々の責任と機会

■構成:

- ▶ 全体会議(各国、国際機関等からのステートメント)
- ▶ リーダーシップダイアログ (以下の3テーマについて、先進国と途上国の共同ファシリテーターを 設置し、議論)
 - ①健全な地球と全ての繁栄のための行動
 - ②COVID-19からの持続的かつ包摂的な回復
 - ③持続可能な開発の環境の側面の実施
- ■会合の成果:

6月3日の全体会合における共同議長(スウェーデン、ケニア)の最終発言〜全ての繁栄にとって 健全な地球に向けた行動を加速するための鍵となる勧告〜

https://www.stockholm50.global/news-and-stories/press-releases/stockholm50-closes-call-urgent-environmental-economic

※全体会合や3つのリーダーシップダイアログを通して、国連加盟国やステークホルダーから示された内容を基に作成

パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議(背景)



- 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールは互いに密接に関連。特に、気候変動(ゴール13)は、エネルギー(ゴール7)、海洋・陸地の環境保全(ゴール13、14)をはじめ多数のゴールと関係。 脱炭素社会を目指す上で、他のゴールとの同時達成(シナジー)を進め、他のゴール達成の阻害(トレードオフ)を極力避けることが重要。
- かかる認識の下、2019年4月、国連でSDGsを担当するUNDESA(国連経済社会局)と気候変動を担当するUNFCCC(気候変動枠組条約)が協同し「パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」開催(デンマーク・コペンハーゲン)。
- 第2回会議はコロナ影響を受けオンラインで開催(2020年5~6月)
- 2019年12月のCOP25にて、日本より2021年の同会合を日本で開催する意向を表明。(コロナ影響等のため国連側で日程調整つかず、今回7月20-21日に開催することとなったもの)

第3回パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議 開催概要



■ 日時: 2022年7月20日(水)-21日(木)

■ 会場: 東京・国連大学会議場+オンライン【ハイブリッド形式】

■ 主催: UNDESA·UNFCCC事務局

■ ホスト:日本国環境省

■ 協力: 国連大学 (UNU)、地球環境戦略研究機関 (IGES)

■ アドバイザリーグループ (会合文書作成や会議運営・参加への協力): FAO、ILO、UNEP、UNCCD、UNDP、UNCBD、WHO、欧州委員会、SEI、WRI、IIASA、国連大学、IGES、国環研、TERI、ERIA、ASEAN Centre for Energy等

■ 構成

- ・ ハイレベル開会セッション(山口環境大臣、UNFCCC事務局長、DESA局長、国連大学 学長出席。グテーレス国連事務総長(ビデオメッセージ)、IPCC議長等)
- 分科会、ステークホルダーセッション、サイドイベント等
- 会合のねらい
- 各国の優れた取組やそこから得られる教訓・課題等の集積(4つの分科会及びサイドイベント等)
- → パリ協定目標達成に向けた野心を高め、SDGsの様々なゴールの同時達成に向けたシナジー的行動の根拠を構築する。

環境省

第3回パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議 プログラム概要

Day 1	7/20 (水)	Day 2	7/21 (木)
10:00 JST 03:00 CET 21:00 EST	ステークホルダーセッション	9:00 JST 01:00 CET 20:00 EST	非公開会議
(90 min)		10:30 JST 02:30 CET 21:30 EST	サイドイベント
06:00 CET 00:00 EST (45 min)	本会議	13:30 JST 08:30 CET 02:30 EST	分科会 1、2
14:00 JST 07:00 CET 01:00 EST	サイドイベント	(90 min)	分科会 1 (UNDESA): 現在の経済システムにお ける課題
	開会式 -開会挨拶 -文化パフォーマンス -スペシャルローンチイベント(脱炭素 先行地域、GCNJ2022レポート、)	(90 min)	分科会 2 (UNU):変革を加速させるための実行手段(Part 1)
19:30 JST		15:15 JST 10:15 CET 04:15 EST	分科会3、4
12:30 CET 06:30 EST (30 min)		(90 min)	分科会 3 (IGES):変革を加速させるための実行手段(Part 2)
		(90 min)	分科会 4 (UNFCCC):野心ギャップの解消と気候変動とSDGsの相乗効果・コベネフィットの活用
	ハイレベルセグメント : 持続可能な開発のための2030ア ジェンダの完全実施を推進し、低炭	17:00 JST 12:00 CET 06:00 EST	本会議
20:00 JST 13:00 CET 07:00 EST (120 min)			今後に向けて: UNFCCC COP27とSDGsサミット 2023に向けてのSDGsと気候変動対策の達成に向け た野心向上
	素経済への移行を加速する	19:00 JST 14:00 CET 08:00 EST	閉会式

環境省

国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)の概要

<u>○日時·場所</u>

2022年11月6日(日)から18日(金) エジプト(シャルム・エル・シェイク)にて開催予定

※アフリカでのCOP開催は、モロッコ・マラケシュでのCOP22 (2016年)以来

○議長

サーメハ・ハサン・シュクリ(エジプト外務大臣)





シュクリ外相

○主要交渉論点・テーマ (●エジプトの注力議題)

- ロ 緩和: 「緩和の野心と実施を緊急にスケールアップするための作業計画」の議論、2030年までの野心に関するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの開催
- **適応**: 適応に関する世界全体の目標に係る「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」の進捗に関する議論
- ロス&ダメージ: COP25で設立した技術支援の促進のための「サンティアゴ・ネットワーク」の早期運用化に向けた取組と資金支援、ロス&ダメージの資金取り決めについて話し合うグラスゴー対話に関する議論
- 資金:2020年1,000億ドル目標の達成、2025以降の長期資金に関する議論
- □ グローバル・ストックテーク(世界全体の実施状況の検討): 2022年から技術対話開始。2023年に締約国 全体の進捗等を評価
- □ 市場メカニズム:削減量の国際移転に関する報告様式・審査方法・追跡記録システムの詳細に関する議論
- □ 透明性:隔年透明性報告書に係る自主的レビュー・プログラム、透明性報告にかかる支援に関する議論

○議長国プログラム

エジプトはCOP27期間中、日毎のテーマとして、資金、適応、水、脱炭素、科学、ソリューション、ジェンダー、エネルギー、生物多様性、若者・市民社会を掲げ、議長国プログラムを開催予定。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) による科学的知見の提供

- IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、WMO(世界気象機関)とUNEP(国連環境計画)により1988年に設置さ れた政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援。1990年の第 1次評価報告書を公表。
- 現在、第6次評価サイクルにあり、2021年8月に第6次評価報告書第1作業部会(WG1)報告書、2022年2月に第2作 業部会(WG2)報告書、2022年4月に第3作業部会(WG3)報告書が公表された。今後、統合報告書が公表予定。

第1作業部会(WG1)報告書:2021年8月公表

「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と 報告書に記載され、人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定された。

】第2作業部会(WG2)報告書:2022年2月公表

●「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人 間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の 気候変動の範囲を超えて引き起こしている と言及された。

第3作業部会(WG3)報告書:2022年4月公表

オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5℃に※1:温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度: 抑える経路と、温暖化を2℃に抑える即時の行動を想定した経路では、**世界の** GHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測 ※2:極端現象の分析対象の地域:極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは される。

極端現象の種類※1、2			現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
		極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
		極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
		大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
		干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

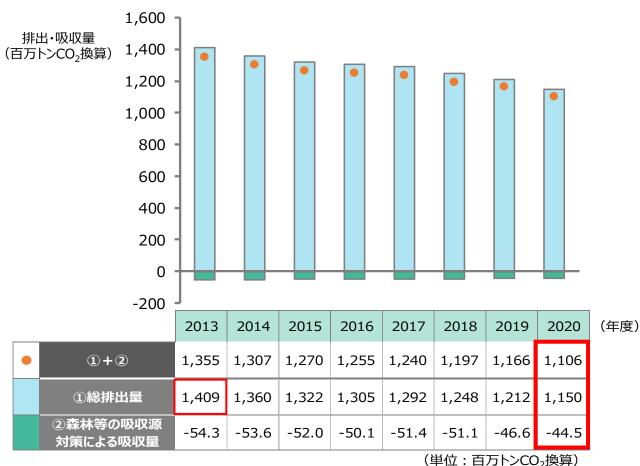
IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成(1850~1900年における 頻度を基準とした増加を評価)

- 極端な高温は「可能性が非常に高い(90-100%)| 大雨、干ばつは5段階中2番目に
- 「乾燥地域のみ」を対象としている。
- ※3:ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。
- 1.5℃特別報告書:2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば 2030年~2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排 出量が正味ゼロとなることが必要との見解を示す。

2020年度温室効果ガス排出量(確報値)の概要



- 2020年度の<u>総排出量は11億5,000万トン</u>(CO₂換算、以下同じ。)、前年度比▲5.1%。
- 2020年度の森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万トン。
- 「総排出量」から「森林等の吸収源対策による吸収量」を引くと11億600万トン(前年度▲6,000万トン) 2013年度総排出量比▲21.5%(▲3億360万トン)である。

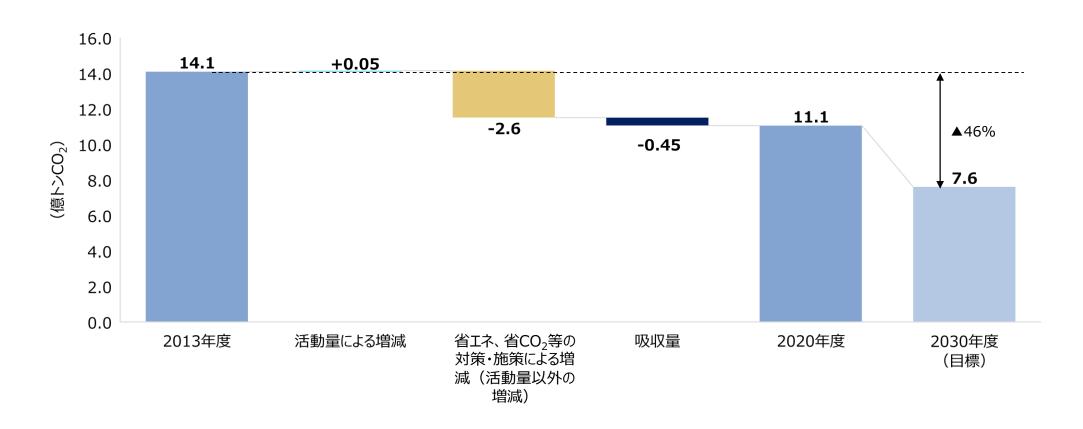


※マイナス(-)は吸収を表す。

2013年度からの削減量の内訳(温室効果ガス全体)



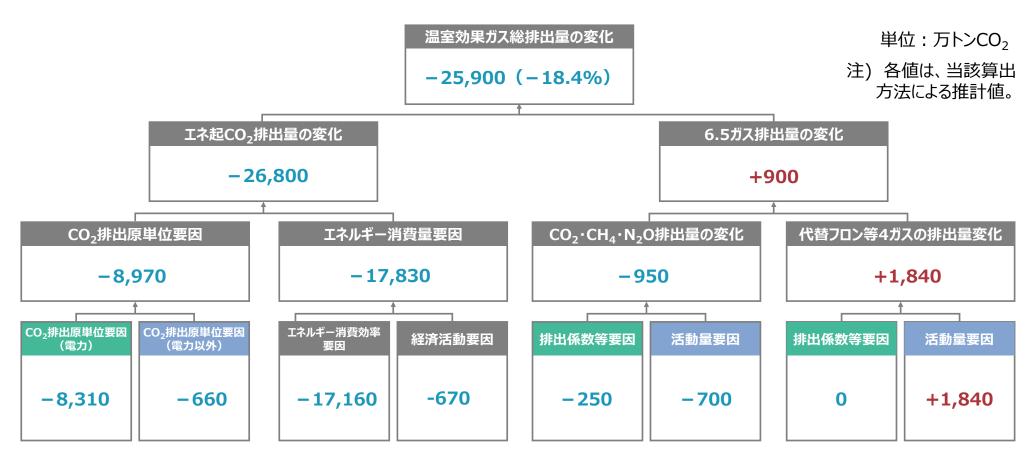
- 2013年度から2020年度にかけて、温室効果ガスの排出量は活動量の増減により0.05億トン CO₂増加、削減対策等により2.6億トンCO₂減少、吸収量で0.45億トンCO₂減少している。
- 2020年度から2030年度にかけて削減対策等により3.5億トンCO₂減少することで、2030年度目標を達成する見込みである。





排出量変化の要因分析 │ 温室効果ガス全体、2013→2020年度

■ 温室効果ガス総排出量は、2013年度から2億5,900万トンCO₂(18.4%)減少した。内訳としては、エネルギー起源CO₂(以下「エネ起CO₂」という。)が2億6800万トン減少、エネルギー起源CO₂以外(6.5ガス)が900万トンCO₂増加となっている。

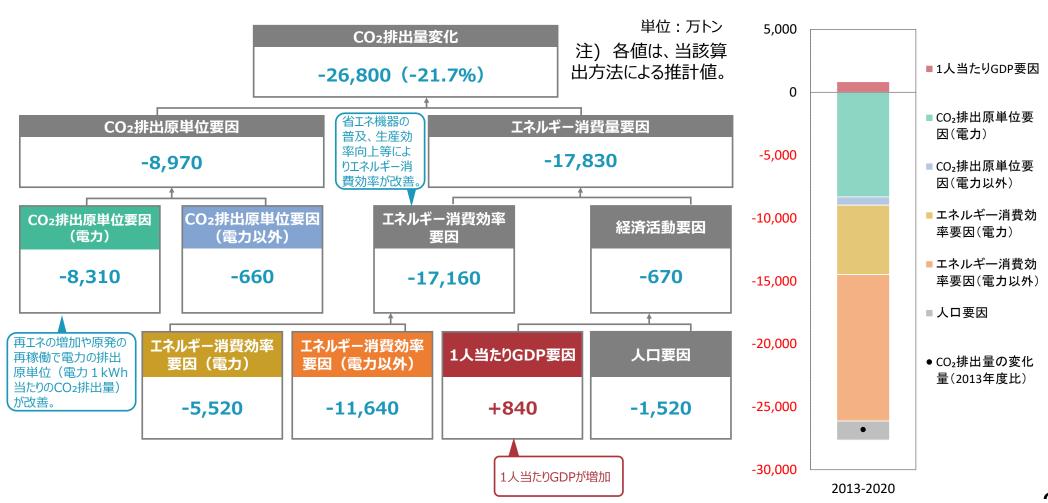


※代替フロン等4ガスは簡易的な要因分解が困難であるが、冷媒等の使用量の増加が主要因であることから、全て活動量要因としている。

排出量変化の要因分析 | エネ起CO2全体、2013→2020年度



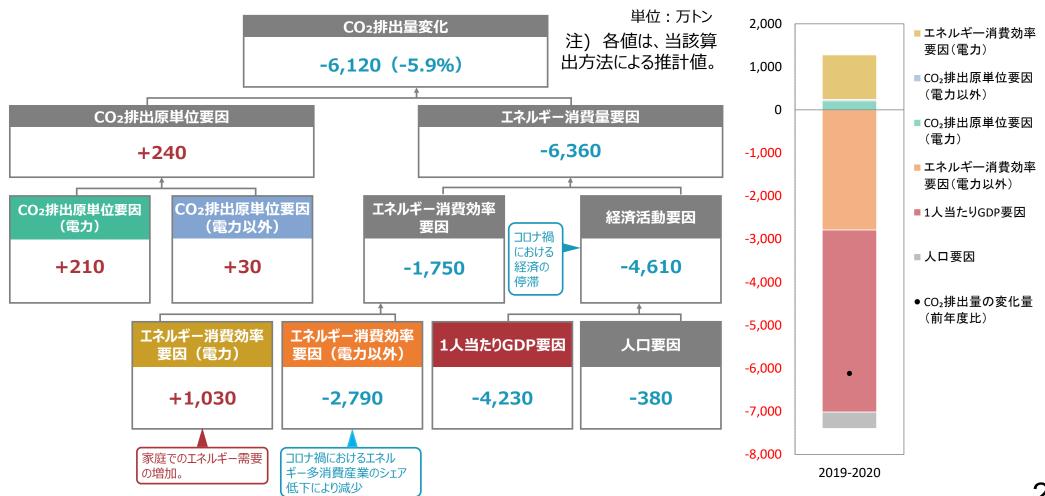
■ エネルギー起源CO2排出量は2013年度から2億6,800万トン(21.7%)減少した。減少の主な要因はエネルギー消費効率の改善、電力のCO2排出原単位の改善である。一方、増加要因は1人当たりGDPの増加である。



排出量変化の要因分析 | エネ起CO2全体、2019→2020年度



■ エネルギー起源CO2排出量は2019年度から6,120万トン(5.9%)減少した。減少の主な要因は経済活動の停滞、エネルギー消費効率の改善(電力以外)である。一方、増加要因はエネルギー消費効率の悪化(電力)である。



地球温暖化対策計画フォローアップ (対象年度:2020年度)



- ※2022年6月17日に地球温暖化対策推進本部において取りまとめ
 - 地球温暖化対策計画における個々の対策・施策について、2020年度の対策評価指標の 実績値や2030年度までの見通し等を踏まえて進捗を確認。
 - 以下の基準により、A~Eを評価。
 - ※評価対象年度(2020年度)は新目標表明前であることに留意。

A :

このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度にその目標水準を上回ると考えられる対策のうち、2020年度の実績値が既に2030年度の目標水準を上回るもの

B :

このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準を上回ると考えられる対策(Aを除く)

C :

このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる対策

D:

取組がこのままの場合には対策評価指標等が2030年度に目標水準を下回ると考えられる対策

E :

その他定量的なデータが得られないもの等

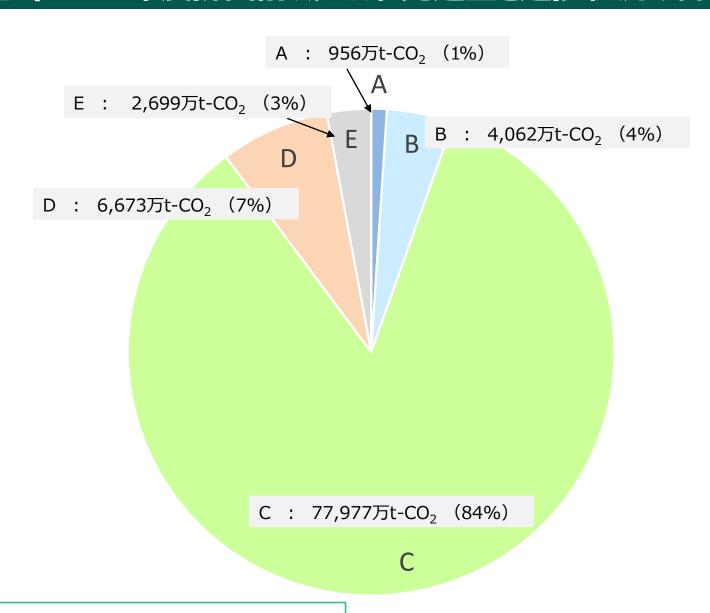
2030年度目標に向けた進捗



温室効果ガス排出量 ・吸収量		2013年度実績	2030年度目標	2020年度実績 (確報値)	2030年度 削減率	2020年度削減 率 (確報値)	2020年度 FU評価
(.	単位:億t-CO ₂)	14.08	7.60	11.06	▲ 46%	▲22%	A,B,C:87件 D,E:28件
エネノ	レギー起源CO ₂	12.35	6.77	9.67	▲ 45%	▲22%	A,B,C: 73件 D,E: 18件
	産業	4.63	2.89	3.56	▲38%	▲23%	A,B,C: 25件 D,E: 4件
	業務その他	2.38	1.16	1.82	▲ 51%	▲23%	A,B,C:14件 D,E:4件
部門別	家庭	2.08	0.70	1.66	▲ 66%	▲20%	A,B,C : 8件 D,E : 4件
	運輸	2.24	1.46	1.85	▲35%	▲18%	A,B,C : 21件 D,E : 6件
	エネルギー転換	1.06	0.56	0.82	▲47%	▲23%	A,B,C : 5件 D,E : 0件
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.34	1.15	1.25	▲14%	▲ 7 %	A,B,C : 5件 D,E : 6件
	等 4 ガス コン類)	0.39	0.22	0.58	▲ 44%	+47%	A,B,C:2件 D,E:3件
吸収	源	-	▲0.48	▲0.45	-	-	A,B,C : 2件 D,E : 1件
	ニ国間クレジット制度 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。 (JCM) 我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			A,B,C:1件 D,E:0件			



全体の取組(2030年度排出削減・吸収見込量と進捗状況の評価)

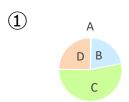


- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

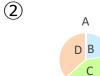
各部門の取組(2030年度排出削減見込量と進捗状況の評価)

排出削減見込量と

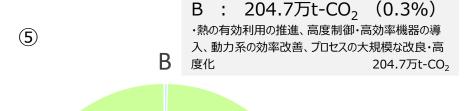




エネルギー起源二酸化炭素のうち 産業部門(製造事業者等)の取組 5,361万t-CO₂



エネルギー起源二酸化炭素のうち 業務その他部門の取組 4,331万t-CO₂



(3)



エネルギー起源二酸化炭素のうち 家庭部門の取組 3,535万t-CO₂

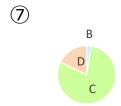
エネルギー起源二酸化炭素のうち 運輸部門の取組 6,714万t-CO₂

(4) DEA

(6)



エネルギー起源二酸化炭素以外 (非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・ 一酸化二窒素・代替フロン等4ガス) 6,760万t-CO₂



温室効果ガス吸収源対策 4,774万t-CO₂

60,688万t-CO₂(99.7%)

・火力発電の高効率化等、安全が確認された原子力発電の 活用、再生可能エネルギーの最大限の導入 35,300万t-CO2

- ・再生可能エネルギー電気の利用拡大
 - 20,670万t-CO₂ 3,618万t-CO₂
- ・再生可能エネルギー熱の利用拡大 ・火力発電の高効率化等

1,100万t-CO₂

エネルギー起源二酸化炭素のうちエネルギー転換部門の取組 60,893万t-CO₂

<凡例>

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

※各部門の取組の円グラフの大きさは、2030年度排出 削減見込量の絶対値の大小を表している。

地球温暖化対策計画フォローアップ

① エネルギー起源二酸化炭素のうち産業部門(製造事業者等)の取組

・ 2030年度 排出削減見込量と 進捗状況の評価



A : 19.2万t-CO₂(1%)

・熱エネルギー代替廃棄物利用技術

19.2万t-CO₂

D

D: 1,333.8万t-CO₂ (25%)

・産業用モータ・インバータの導入

・廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大

・FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施

・産業HPの導入

760.8万t-CO₂ 212万t-CO₂

200万t-CO₂

161万t-CO₂

B: 1,156.5万t-CO₂ (22%)

・高性能ボイラーの導入467.9万t-CO2・化学の省エネルギープロセス技術の導入389.1万t-CO2・産業用照明の導入293.1万t-CO2・従来型省エネルギー技術6.4万t-CO2

B

C: 2,851.8万t-CO₂ (53%)

・コージェネレーションの導入	1,061万t-CO ₂
・低炭素工業炉の導入	806.9万t-CO ₂
・燃料転換の推進	211万t-CO ₂
・施設園芸における省エネルギー設備の導入	155万t-CO ₂
・革新的製銑プロセス(フェロコークス)の導入	82万t-CO ₂
・業種間連携省エネルギーの取組推進	78万t-CO ₂
・発電効率の改善(自家発電設備)	70万t-CO ₂
・高効率空調の導入	69万t-CO ₂
・省エネルギー設備の増強	65万t-CO ₂
・コークス炉の効率改善	48万t-CO ₂
・ハイブリッド建機等の導入	44万t-CO ₂
・発電効率の改善(共同火力発電設備)	44万t-CO ₂
・革新的セメント製造プロセス	40.8万t-CO ₂
・省エネルギー漁船への転換	19.4万t-CO ₂
・二酸化炭素原料化技術の導入	17.3万t-CO ₂
・環境調和型製鉄プロセスの導入	11万t-CO ₂
・高効率古紙パルプ製造技術の導入	10.5万t-CO ₂
・主な電力需要設備効率の改善	10万t-CO ₂
・ガラス溶融プロセス技術	8.1万t-CO ₂
・省エネルギー農機の導入	0.79万t-CO ₂

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

地球温暖化対策計画フォローアップ

② エネルギー起源二酸化炭素のうち業務その他部門の取組

を 2030年度 排出削減見込量と 進捗状況の評価



D

D: 1,590.5万t-CO₂ (37%)

・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 920万t-

・BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施

・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等

・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進・ウォームビズ(業務)

920万t-CO₂

644万t-CO₂ 21.6万t-CO₂

4.9万t-CO₂

A : 26.2万t-CO₂ (1%)

・産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入

20万t-CO₂

・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進

6.2万t-CO₂

В

B: 950.0万t-CO₂ (22%)

・高効率照明の導入
 ・業務用給湯器の導入
 ・廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進
 ・ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化
 672万t-CO₂
 135万t-CO₂
 2万t-CO₃

C: 1,764.0万t-CO₂ (41%)

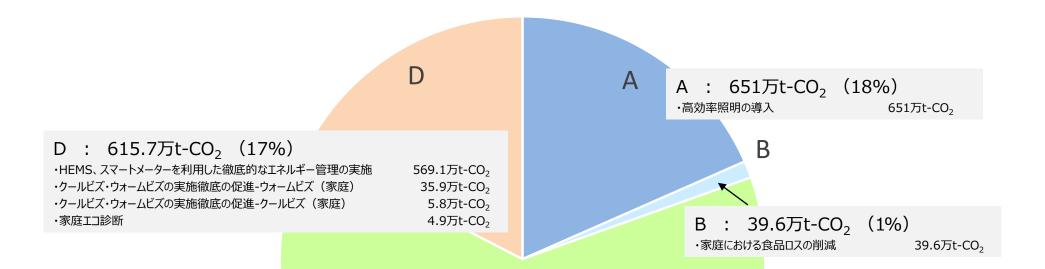
・建築物の省エネルギー化(新築) 1,010万t-CO₂ ・建築物の省エネルギー化(改修) 355万t-CO。 ・下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進 130万t-CO₂ ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 124万t-CO₂ ・国の率先的取組 119.7万t-CO₂ ・EVごみ収集車の導入 15万t-CO₂ ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進-クールビズ(業務) 8.7万t-CO₂ ・冷媒管理技術の導入 1.6万t-CO₂

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

ンスルギー起源二酸化炭素のうち家庭部門の取組

2030年度 排出削減見込量と 進捗状況の評価





C : 2,229万t-CO2(63%)・高効率給湯器の導入898万t-CO2・住宅の省エネルギー化(新築)620万t-CO2・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上475.7万t-CO2・住宅の省エネルギー化(改修)223万t-CO2・省エネルギー浄化槽整備の推進7.4万t-CO2

・省エネルギー浄化槽整備の推進

(先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入)

<凡例>

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

4.9万t-CO₂

エネルギー起源二酸化炭素のうち運輸部門の取組

排出削減見込量と

260.0万t-CO₂



E

D: 146.6万t-CO₂ (2%)

・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

146.6万t-CO₂

435.7万t-CO₂(7%)

道路交通流対策等の推進 約200万t-CO₂

・高度道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化) 150万t-CO₂

・交通安全施設の整備(信号機の改良・プロファイル(ハイブリッド)化) 56万t-CO₂

・ 自転車の利用促進 28万t-CO₂

・共同輸配送の推進(宅配便再配達実態調査の再配達率結果) 1.7万t-CO₂

Α

・LED道路照明の整備促進

・ 航空分野の脱炭素化の促進

B: 1,587.4万t-CO₂ (24%)

260.0万t-CO₂(4%)

約13万t-CO。

1,180万t-CO₂

202.4万t-CO₂

192万t-CO₂

4,284.1万t-CO₂ (64%)

・鉄道分野の脱炭素化の促進

B

・トラック輸送の効率化

・カーシェアリング

・次世代自動車の音及、燃質以善	2,6/4万t-CO ₂
・エコドライブ	657万t-CO ₂
・海上輸送へのモーダルシフトの推進	187.9万t-CO ₂
・省エネルギー・省CO ₂ に資する船舶の普及促進	181万t-CO ₂
・自動走行の推進	168.7万t-CO ₂
・公共交通機関の利用促進	162万t-CO ₂
・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	101万t-CO ₂
・港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	96万t-CO ₂
・港湾における総合的な脱炭素化【静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率	化の推進】

14.5万t-CO₂ ・交通安全施設の整備(信号灯器のLED化の推進) 11.0万t-CO₂ 物流施設の脱炭素化の推進 11.0万t-CO₂

・ドローン物流の社会実装 6.5万t-CO₂ ・地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用 5.3万t-CO₂

・共同輸配送の推進(共同輸配送の取組件数増加率) 3.3万t-CO₂

・港湾における総合的な脱炭素化【省エネルギー型荷役機械等の導入の推進】 2.65万t-CO₂ ・地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化 2.29万t-CO₂

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

6 エネルギー起源二酸化炭素以外 (#エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等4ガス) の取組

・ 排出削減見込量と 進捗状況の評価



E

E: 2,263万t-CO₂ (33%)

・業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止

・廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理

2,150万t-CO₂ 113万t-CO₂ C

C: 2,360.4万t-CO₂ (35%)

・ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進 1,463万t-CO₂・廃プラスチックのリサイクルの促進 640万t-CO₂・産業界の自主的な取組の推進 122万t-CO₂・下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等 78万t-CO₂・廃棄物最終処分量の削減 52万t-CO₂・一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用 5.4万t-CO₂

D

D: 2,136.2万t-CO₂ (32%)

 ・業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進
 1,690万t-CO2

 ・バイオマスプラスチック類の普及
 209万t-CO2

 ・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策【水田メタン排出削減】
 104万t-CO2

 ・廃油のリサイクルの促進
 70万t-CO2

 ・混合セメントの利用拡大
 38.8万t-CO2

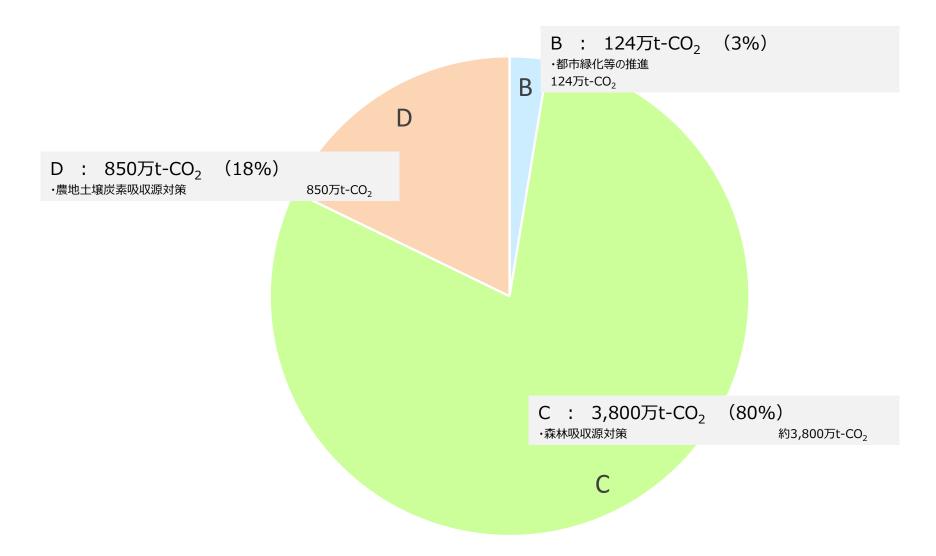
 ・施肥に伴う一酸化二窒素削減
 24万t-CO2

 ・産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
 0.4万t-CO2

- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

2030年度 排出削減見込量と 進捗状況の評価

⑦ 温室効果ガス吸収源対策・施策の取組



- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2020年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他 (定量的なデータが得られないもの等)

グリーンライフ・ポイント

『食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業』の一次公募の採択について



事業の趣旨

消費ベースで我が国のライフサイクル温室効果ガス排出量をみると、約6割が家計に起因しており、消費のライフスタイルの脱炭素型への転換が重要です。消費者の環境配慮行動を促進するため、ポイントというわかりやすい形で行動の結果を見える化、インセンティブ化してフィードバックすることが有効であることが、環境省のこれまでの行動科学の知見を活用したナッジ事業により実証されています。

このため、環境省では、令和3年度補正予算の食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し、企業や地域等がポイントを発行する取組を支援し、こうした取組を拡大していきます。

一次公募の採択結果

令和4年3月31日(木)~同年5月18日(水)の一次公募に対し33件が応募。第三者の審査委員会による審査を経て、全国規模事業9件、地域規模事業17件の合計26件を採択。

ショッピングセンター最大手のイオンモール株式会社やゆめタウン、サミット、エーコープ近畿等のスーパーマーケット、Eコマース・プラットフォーマーの楽天グループ、電力小売最大手の東京電力ナジーパートナー、ポイントサービスとしてのNTTドコモ、自治体や地域団体等の幅広い主体により、蓄電池ユーザーの節電協力、PPA方式による太陽光発電設備の導入、省エネ家電の購入、小型家電回収への協力、プラスチック製のカトラリーやホテルのアメニティの辞退、プラスチックハンガーの返却、配送資材の省資源化、サステナブルファッション・リユース衣類の購入、衣類の回収、消費・賞味期限間際の食品の購入、農産物の地産地消、ゼロカーボンベジタブルの購入、公共交通機関やEVシェアの利用、公共交通機関と再エネによるゼロカーボン・ドライブを組み合わせたツアー(ゼロ旅)、再エネ電力導入施設への宿泊、飲料容器のリユース・リフィルなど、様々な消費者の環境配慮行動へのポイント発行に取り組んでいただきます。

※6月24日まで実施した二次公募についても追って採択するとともに、その後も随時応募を受け付けています。

グリーンライフ・ポイント

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業 一次公募採択結果①



TC 1304		1117131年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年201
事業者名	ポイント発行地域	ポイント発行対象の環境配慮行動
■ショッピングセンター・ス	スーパーマーケット等	
1イオンモール株式会社	37都道府県	店舗でのプラスチック製カトラリーの受取辞退に対してポイントを発行 (さらに、2023年中に、家庭で発電した電力(余剰再エネ)をEVでイオンモールに放電し、放電量に応じてポイント等を発行する取組も順次拡大予定)
2株式会社アッシェ	全国	ショッピングセンターのゆめタウンやスーパーのサミットの全店舗等における消費・賞味期限間際の食品の購入に対してポイントを発行
3株式会社エーコープ近畿	大阪府、京都府、兵県県、 奈良県、三重県、滋賀県	地域の農家の持ち込み農作物・加工品(地産・旬産商品)の購入に対してポイントを発行
■Eコマース		
4楽天グループ株式会社	全国	配送資材の省資源化商品の購入、ラベルレス商品の購入、省エネ家電の購入、再生可能エネルギー電力導入施設への宿泊、 サステナブルファッション・リユース衣類の購入に対してポイントを発行
■電力		
東京電力エナジー 5パートナー株式会社	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県(富士川以東)	需給逼迫時等の電力会社要請を受けた蓄電池ユーザーによる節電協力、PPA(第三者所有)方式での太陽光発電設備の 設置、太陽光発電自家消費型自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入に対してポイントを発行
■ポイントサービス		
6株式会社NTTドコモ	全国	dポイント等と連携する全国のスーパーやコンビニ等の店舗における消費期限の迫った青果物・惣菜等の購入に対してポイントを発行
■金融機関		
7飛騨信用組合	岐阜県飛騨地域	飛騨地域限定の地域通貨「さるぼぼコイン」を活用し、注文した商品の食べ切り、食べ残しの持帰り、包装資材の辞退、容器の 持参、ホテルのアメニティの受取辞退に対してポイント付与
■食		
8株式会社クラダシ	全国	社会貢献型ショッピングサイトにおける、品質に問題がないにも関わらず通常の販売ルートに乗らない食品(賞味期限切迫・1/3ルール等の商慣習、規格外等)の購入、産地直送商品の購入に対してポイントを発行
9ZERO株式会社	全国	フードロス無人販売機「fuubo(フーボ)」を通じた、品質に問題がないにも関わらず通常の販売ルートに乗らない食品(賞味期限切迫・1/3ルール等の商慣習等)の購入に対してポイントを発行
10富山県	富山県	富山県産農林水産物及び加工品(地産商品)の購入に対してポイントを発行
11株式会社永島農縁	神奈川県	ハウスの電力を非FIT型ソーラーシェアで賄い、廃菌床を堆肥として活用するなど、脱炭素・資源循環型で栽培された椎茸(ゼロカーボン椎茸)の直売所における購入、採れ立てを味わう椎茸狩りへの参加(地産地消)に対してポイントを発行
12株式会社Opening Line	東京都	東京都下で食口ス削減や農業の脱炭素化に取り組む農協・企業・自治体・市民団体等と連携し、地産・旬産の農産物・食品・加工品の購入、規格外・余剰品の購入、生産段階での再エネ利用によるゼロカーボン・ベジタブルの購入に対しポイント発行に対してポイントを発行
■移動		
13 ^一 般財団法人 塩尻市振興公社	長野県	塩尻市が展開するMaas事業の整備に併せ、マイカー利用を控えるなどしてオンデマンドバス等の公共交通機関を利用する取組に対してポイント発行(環境省ナッジ事業の成果の社会実装を図る)
14Zenmov株式会社	東京都	カーシェアの利用、カーシェアでの電動車の利用・再生可能エネルギーで充電したEVの利用(ゼロカーボン・ドライブ)、公共交通機関とゼロカーボン・ドライブを組合せたツアー(ゼロ旅)の利用、ゼロカーボン・ベジタブル等の脱炭素・循環型食材を味わうゼロ

旅への参加に対してポイントを発行

グリーンライフ・ポイント

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業 一次公募採択結果②



	10 10 1 200 1 1 1 1 1 1 1	
事業者名 ■3R	ポイント発行地域	ポイント発行対象の環境配慮行動
15株式会社フィルズ	神奈川県	飲料専用事前決済プラットフォームサービスを利用し、マイボトルの中身だけを買いたいユーザーと、売りたい飲食店舗のマッチングを 行い、リユース容器を用いるユーザーにポイントを発行
16株式会社土と野菜	京都府	新たな300ml日本酒ブランドの開発を行いつつ、300ml日本酒リターナブル瓶の回収への協力に対してポイントを発行
■地域における様々な耳	[0組等]	
17堺市	大阪府	環境行動変容アプリの導入を通じて、プラスチック製カトラリーの受取辞退、マイボトルの利用、クリーニングでのたたみ仕上げの選択、クリーニング店へのハンガーの返却、傘シェアの利用、リサイクルショップへの衣類の持込み、注文した商品の食べ切り、食べ残しの持帰り、フードドライブ活動への食品の寄付、カーシェアの利用、省エネ家電の購入・買換えに対しポイントを発行
18北九州市	福岡県	社会貢献活動を定量化・見える化するアクトコインアプリを利用し、小型電子機器の回収・リサイクルへの協力や宅配便の一回受取に対してポイントを発行
19 特定非営利活動法人 アースライフネットワーク	静岡県	温暖化防止のための静岡県の県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ クルポ事業」について、参加店舗数の大幅な拡大とメディア 等広報による周知を行いつつ、静岡県内のセブンイレブン全店舗等における賞味・消費期限間際の食品の購入、日産・しずてつ ストア・商業施設等における電気自動車への充電、ガソリン車から交通機関への乗り換え、不要となった衣料品のユニクロの店舗 等における回収への協力等に対してポイントを発行
20 一般社団法人 あきた地球環境会議	秋田県	秋田県・秋田市の事業である「あきエコどんどん」アプリを利用して、地産・旬産の食材の購入、衣類の回収への協力、省エネリフォーム、エコカーの購入、マイカップの利用、クリーニング店へのハンガーの返却を新たにポイント発行対象とするとともに、既存アクションの協力事業者を拡充
特定非営利活動法人 21 Yokotter	秋田県	横手市の地域おこしNPOが、市内の飲食店・農家、運輸事業者等と連携し、公共交通機関の利用、公共交通機関とゼロカーボン・ドライブを組合せたツアー(ゼロ旅)の利用、シェアサイクル・カーシェア・ライドシェアの利用、ゼロカーボン・ドライブの実施、プラスチック製カトラリーの受取辞退、ばら売り商品(過剰包装にならないもの)の購入、簡易包装商品の購入、注文した商品の食べ切り、規格外・未利用農産物やその加工品の購入、食べ残しの持帰り、地産・旬産商品の購入に対してポイントを発行(環境省ナッジ事業の成果の社会実装を図る)
22株式会社アルテ	神奈川県	社会福祉法人すみなす会等において、資源循環・脱炭素型商品(残糸を用いたさをり織製品、廃食油由来の石けん、地産農産物利用食品)の購入やカフェ等における環境配慮行動(プラスチック製食器の受取辞退、注文した商品の食べ切り、食べ残しの持帰り)に対してポイントを発行
23株式会社HYAKUSHO	長野県	規格外・未利用農産物やその加工品の購入、地産・旬産商品の購入、観光での二次交通におけるEV送迎やシェアライド等の利用、再生可能エネルギー電力導入施設への宿泊、公共交通機関の利用、脱炭素・循環プロジェクトへの寄付・出資に対してポイントを発行(環境省ナッジ事業の成果の社会実装を図る)
24株式会社アドバンテック	愛媛県	同社の創業地である愛媛県西条市のいとまちにおいて、環境配慮行動の輪を広げるため、衣類の回収への協力、紙コップで飲料を提供する自動販売機の利用、消費・賞味期限間際の弁当・総菜の購入、家庭で使い切れない食品の回収への協力、プラスチック製スプーンの受取辞退、発電した電力を施設内で消費する発電遊具の利用、廃食油の回収への協力、地産商品の購入、電子レシートの利用に対してポイントを発行
25株式会社ごはく	石川県	地産商品の購入、消費・賞味期限間際の食品の購入、プラスチック代替素材のアメニティを提供する宿泊施設の利用、取り寄せ 時に利用する箱をプラスチック代替素材にした商品の購入に対してポイントを発行
認定特定非営利活動 26法人太陽光発電所 ネットワーク	全国	太陽光発電設備の仲介、再エネ電気への切り替えに係る取り次ぎ等に当たってポイントを発行

(参考) 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



【令和3年度補正予算額10,100百万円】



消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大す ることにより、2030年温室効果ガス46%削減、食口ス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタ イル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方 活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、 2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換 が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食口ス半 減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年し かない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度 を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環 境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮 行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・ 調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大す る。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、 頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポ イントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転 換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍から のグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

間接補助事業(全国規模:補助率1/2(上限3億円)、地域規模:補 ■事業形態 助率2/3(上限1億円))、委託事業(効果検証)

■補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

対象となる"グリーンライフ"のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材 利用
- 販売期限間際の食品の購入
- 食べ残しの持帰り (mottECO) など



- 高性能省工ネ機器 への買換え
- 節電の実施
- 再工ネ電気への切 替え など



- プラ製使捨てスプーン・ ストローの受取辞退
- ばら売り、簡易包装商品 の選択
- リユース品の購入
- リペア(修理)の利用 など



- ファッションロス削 減への貢献
- サステナブルファッ ションの選択
- 服のサブスクの利用 など



- カーシェアの利用
- シェアサイクルの 利用 など

※具体的にどういう場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、 各企業・自治体等の取組による

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(令和4年度)



地球温暖化対策推進法の一部改正法が令和4年5月25日に成立。これに基づき、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への継続的・包括的な資金支援の一環として、前例に乏しい、認知度が低い等の理由から資金供給が難しい脱炭素事業活動等に対する資金供給を行う株式会社脱炭素化支援機構の設立に向けて準備中。 【令和4年度財政投融資】200億円

分

支援対象

再工ネや省エネ、資源の有効利用等、 脱炭素社会の実現に資する効果的な事業

(想定事業イメージ例)

- ✓ FITによらない太陽光発電事業
- ✓ 地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発
- ✓ プラスチックリサイクル等の資源循環
- ✓ 食品・廃材等バイオマスの利用
- ✓ 森林保全と木材・エネルギー利用 等

資金供給手法

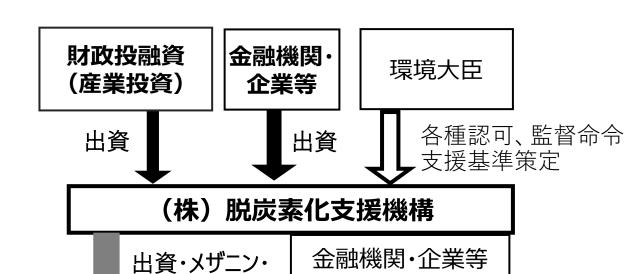
出資、メザニンファイナンス(劣後ローン 等)、債務保証 等

新組織の概要

【名称】脱炭素化支援機構

【形態】株式会社(環境大臣認可)

【設置期限】2050年度まで



投 【エネルギー起源CO2削減】

債務保証等

【エネ起CO2削減以外】

出資·融資

● 再エネ・省エネ設備

● 資源循環

● 再エネ・省エネ設備とその他(廃棄物焼却CO2削減) の設備を一体で導入する事業 ● 森林吸収源対策

野 ● 普及拡大段階の大規模事業

※改正法では、このほか、国の自治体への財政支援の努力義務を明記

温対法に基づく再エネ促進区域の仕組みの概要



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再工ネ促進区域や、再工ネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再工ネを推進。

制度全体のイメージ図

国 都道府県 促進区域に係る<u>全国一律の</u>環境配慮基準の策定 促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

事業計画の確認

一同意

協議

市町村:促進区域等の策定

事業者:事業計画の作成

市町村が、

地域自らが議論。

住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- ●再エネ事業に関する促進区域や、
- ●再工ネ事業に求める
 - ・地域の環境保全のための取組
 - ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

環境保全等に関する情報

再エネポテンシャル

その他

事業者

促進区域 事業の予見可能性が向上。

協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。

事業者は、

- 協議会における合意形成を 図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、 認定の申請を行う。

市町村は、事業計画の申請を受け、

市町村:事業計画の認定

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適 正に配慮し、地域に貢献する再エネ 事業計画を認定。
 - ※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に(ワンストップ化の特例)。
 - ※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

協議会 情報の重ね合せと議論 地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、

脱炭素先行地域



- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025 年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、 2030年度までに実行
- 農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住 民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の 電力需要量 ≦

再エネ等の 電力供給量 省エネによる 電力削減量

+

1月25日~ 2月21日 第1回選定の募集実施 4月26日 26件の脱炭素先行地域を選定、公表 6月1日 脱炭素先行地域選定証授与式

以降、年2回程度、2025年度まで募集実施

(※第2回:7月26日~8月26日募集)

脱炭素先行地域の範囲の類型

住生活エリア	住宅街·団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地(大都市、地方都市) 大学キャンパスなど
自然エリア	農山村、漁村、離島、観光エリア・自然公園
施設群	公的施設群等

- ※地方自治体の提案を支援するため、ガイドブック等の参考資料を公表https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/index.html
- 脱炭素先行地域づくりガイドブック
- 脱炭素先行地域づくりスタディガイド
- 電力需要量・再エネ等の電力供給量・省エネによる電力削減量算定方法の例
- 地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

脱炭素先行地域の選定

脱炭素先行地域選定結果(第1回)



- 共同提案を含め日本全国の102の地方公共団体から79件の計画提案が提出
- 第1回目として、2022年4月26日に、**26件を脱炭素先行地域として選定**
- 今後も、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも 100カ所の脱炭素先行地域を選定することを念頭に、年2回程度の募集と選定を 予定(第2回:7月26日~8月26日募集)

都道府県	市区町村	共同提案者
北海道	石狩市	
北海道	上士幌町	
北海道	鹿追町	
宮城県	東松島市	一般社団法人東松島みらいとし機構
秋田県	秋田県	秋田市
秋田県	大潟村	
埼玉県	さいたま市	埼玉大学、芝浦工業大学、 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社
神奈川県	横浜市	一般社団法人横浜みなとみらい21
神奈川県	川崎市	脱炭素アクションみぞのくち推進会議、 アマゾンジャパン合同会社
新潟県	佐渡市	新潟県
長野県	松本市	大野川区、信州大学
静岡県	静岡市	
愛知県	名古屋市	東邦ガス株式会社

都道府県	市区町村	共同提案者
滋賀県	米原市	滋賀県、ヤンマーホールディングス株式会社
大阪府	堺市	
兵庫県	姫路市	関西電力株式会社
兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社
兵庫県	淡路市	株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社
鳥取県	米子市	境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行
島根県	邑南町	おおなんきらりエネルギー株式会社
岡山県	真庭市	
岡山県	西粟倉村	株式会社中国銀行、株式会社エックス都市研究所、 テクノ矢崎株式会社
高知県	梼原町	
福岡県	北九州市	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、 小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
熊本県	球磨村	株式会社球磨村森電力、球磨村森林組合
鹿児島県	知名町	和泊町、リコージャパン、 一般社団法人サステナブル経営推進機構

(参考) 脱炭素先行地域第一弾の選定事例~脱炭素ドミノの起点~



- 2030年までにカーボンニュートラルの実現を目指す脱炭素先行地域を100か所以上創出し、脱炭素を通じて様々な地域課題を解決することで、全国に脱炭素ドミノを広げていく
- 2022年4月26日、脱炭素先行地域第一弾として26件を選定。今後も2025年度まで年2回程度の選定を予定

北海道上士幌町 〜ゼロカーボン上士幌の実現〜

● 地域の新電力を通じて畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等により、 町全域の家庭・業務ビル等の電力の脱炭素化を図るとともに、役場庁舎中心に大規模停電などの非常時においても防災拠点として電力を確保



酪農施設 (搾乳設備)

滋賀県米原市・滋賀県

~ECO VILLAGE構想~

● 耕作放棄地において、ソーラーシェアリングを実施するとともに、AI・IoTを実装した環境配慮型栽培ハウス(空調等に省CO2設備導入・リユース単管パイプ等)を導入し、公共施設等を脱炭素化することで、農福連携等を推進



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

神奈川県横浜市 〜みなとみらい21大都市脱炭素モデル〜

● 市営住宅等を活用した太陽光発電導入、東北 13市町村等から再工ネ電気調達等様々な手法を 活用し、大規模デマンドレスポンスによる需要調整 をしつつみなとみらい21地区の施設を脱炭素化し、 都市間競争力向上



● 郊外市有遊休地に太陽光・蓄電池を設置し、世界遺産・国宝「姫路城」を中心とした特別史跡指定区域内等に再エネ供給を行いゼロカーボンキャッスルを実現し、観光地としての魅力とブランドカ向

~姫路城ゼロカーボンキャッスル構想~



姫路城

長野県松本市 ~のりくら高原「ゼロカーボンパーク」~

- 乗鞍高原地区の各施設の屋根等を活用した太陽光導入のほか、地域主導・地域共生型の小水力発電施設の導入により脱炭素化し、地域課題を解決
- 薪ストーブ燃料(木質 バイオマス熱利用)の 木材加工・供給等の取 組を、地元の協議会の サポートの下、地域ビジ ネスとして事業化



乗鞍高原

鹿児島県知名町・和泊町 〜ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ〜

● 沖永良部島の系統末端部の地区において、再工 ネ・蓄電池・マイクログリッドを導入し、自立分散型 電源を確保することにより、島外からの化石燃料に 依存し、台風時の停電など大きなリスクを抱える離 島特有のエネルギー供給の課題解決に貢献



沖永良部島全景と脱炭素先行地域対象エリア

フロン類対策

平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討結果について①



- 平成25年、代替フロン排出量急増を背景に、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充塡業の登録制及び再生業の許可制の導入等を措置するフロン排出抑制法改正を実施し、平成27年施行。
- 同法附則を踏まえ、令和3年11月~同4年6月にかけて「中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会・ 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG 合同会議」にて検討を行い、「平成 25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。

■ フロン類の実質的フェーズダウン

〈報告書における点検・検討結果〉

施策の評価	「指定製品の製造業者等の判断の基準」について、キガリ改正に基づく消費量の基準限度を確実に下回る運用を前提とし2020年7月に使用見通しを改定。フロン類製造業者等によるフロン類国内出荷相当量は、着実に削減。国は次世代冷媒・機器の実用化に必要な技術開発支援を実施。
今後の課題と取組	キガリ改正を踏まえた代替フロンの段階的削減を着実に履行すべき。フロン類製造事業者等に2025年使用合理化計画の符写を理話すべき、20世代冷様、機器の共活調系、実装支援を機结すべき

理化計画の策定を要請すべき。次世代冷媒・機器の技術開発・実装支援を継続すべき。

■ フロン類使用製品のノンフロン・低 GWP 化促進

施策の評価	指定製品制度についく現行14製品がリスト化、これまでに目標年度を迎えた3製品についくは、概ね目標を達 成済み。国は、補助事業により省エネ型自然冷媒機器の導入加速化を推進。
今後の課題と取組	指定製品につき、既に目標を達成した製品について、更に低いGWP目標値や目標年度の設定を検討すべき。 2050年CNを見据え、指定製品機器のセグメントを細分化し、きめ細やかな指定製品化を推進すべき。2036年の加重平均値GWP値10程度以下とのマイルストーン実現に向けた対応を検討すべき。製品メーカーやユーザーを後押しする施策を併せて実施すべき。

■ 第一種特定製品の管理者の判断の基準

施策の評価	管理者判断基準に定める点検により一定の排出抑制効果が発揮。一方、制度の認知・美胞が徹底されていない事業者が多く存在する可能性。漏えい対策のため、遠隔監視技術を制度に導入する方向。
今後の課題と取組	使用時漏えいの改善状況に関して使用時冷媒漏えい率の見直しを含めた分析を推進すべき。都道府県による管理者指導にかかる先進的取組の水平展開に努めるべき。中小事業者への一層の周知及び遵守の徹底が必要。使用時漏えい対策に資する新たな技術を積極的に活用すべき。 43

第冊子判断其準に守みて占操に FD... 守の批山抑制効用が発揮。二十、制度の認知、守佐が効底されていた

平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討結果について②



<報告書における点検・検討結果(続き)>

■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度

施策の評価	フロン類算定漏えい量報告・公表制度は安定的に運用されている。報告者数は比較的一定で推移、大量に漏 えいしている事業者は固定化。
今後の課題と取組	制度の将来的な状況を注視する必要。フロン類を大量に漏えいしている事業者に対して、漏えい量削減施策を検討すべき。デジタル化の進展を踏まえ管理者によるフロン対策の状況を効率的に集約できる手段を検討すべき。

■ 充塡・回収行為の適正化

施策の評価	i	充填回収業者は増加傾向にあり、現在5万件の事業者が登録。都道府県の事務負担も増加。回収量は微増傾向。現行の充填回収量報告の手法では、CO2換算による温暖化対策としての効果分析が困難。
今後の課題	と取組	都道府県は管理者への情報周知にあたり充塡回収業者と連携を図ることが望ましい。十分な技術を有する充塡回収業者の育成が重要であり国は技術情報の提供等を引き続き行うべき。国は都道府県における登録制度にかかる優良事例の共有等を進めるべき。充塡回収量報告のデジタル化及び冷媒種報告の可能性について、積極的に検討すべき。

■ 再生行為の適正化、証明書による再生・破壊完了の確認

施策の評価	│ 冉生業者数及ひ冉生量は増加傾向。冉生業許可制度の運用は順調だか、一部の事業者において不適止事 │ 案等が発生。
今後の課題と取組	キガリ改正の影響による冷媒の将来的な需給状況の見通しを踏まえ、適正な再生制度の運用が必要。国は第 一種フロン類再生業者に対する指導監督の強化に努めるべき。

■ 地方からの権限移譲の提案について

検討結果	第一種特定製品管理者の指導監督権限の移譲提案について、現行の法制度及び施行状況等から、現状では、多くの市では適正かつ円滑に法を施行できる環境になく、権限移譲は時期尚早。今後、制度、経験の蓄積、支援体制等の適切な環境が整った時期に、管理者以外の指導監督権限も検討対象に含め、より適当な範囲
	での権限移譲の検討を行うべき。 44